

資産等申告書

土岐市長 様

土岐市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申告します。

1 申請者と同一の世帯に属する者（同一の世帯に属するとみなされる者を含む。※）

| 氏名（フリガナ） | 申請者との関係 | 性別     | 生年月日  | 住所・電話番号 |
|----------|---------|--------|-------|---------|
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) - |
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) - |
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) - |
|          |         | 男<br>女 | 年 月 日 | 〒 ( ) - |

※申請者が介護保険施設に入所することにより世帯分離をした場合において、それ以前に同世帯であった世帯に属する者をいいます。

2 申請者と上記1の世帯員に係る資産の状況

(1) 不動産

| 土地 | (1)宅地          | 有<br>無 | 延べ面積 | 所有者氏名 | 所在地 | 備考 |
|----|----------------|--------|------|-------|-----|----|
|    |                |        |      |       |     |    |
| 建物 | (2)田畑<br>その他   | 有<br>無 |      |       |     |    |
|    | (1)居住用の<br>持ち家 | 有<br>無 |      |       |     |    |
|    | (2)その他         | 有<br>無 |      |       |     |    |

(2) 現金及び預貯金等

|      |      |      |       |       |
|------|------|------|-------|-------|
| 現金   | 円    |      |       |       |
| 預貯金  | 預貯金先 | 口座番号 | 口座名義人 | 預貯金額  |
|      |      |      |       | 円     |
|      |      |      |       | 円     |
|      |      |      |       | 円     |
| 有価証券 | 有    | 種類   | 額面    | 評価概算額 |
|      | 無    |      |       |       |

(3) その他の資産

|               |   |                |       |     |       |
|---------------|---|----------------|-------|-----|-------|
| 自動車           | 有 | 使用状況（登録年、使用期間） | 所有者氏名 | 種類等 | 評価概算額 |
|               | 無 |                |       |     | 円     |
| 貴金属等換金価値の高いもの | 有 | 品名             |       |     | 円     |
|               | 無 |                |       |     |       |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
 世帯員 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

注意事項

- (1) 所有する資産については、下記に従って記入してください。
- ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - ② 不動産の表の備考には、不動産の種類、使用目的等を記入してください。
  - ③ 評価概算額については、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- (2) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (3) 添付書類
- ① 入所し、又は入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
  - ② 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
  - ③ 預金通帳の写し
- (4) 不実の申告をして不正に認定又は確認を受けた場合、刑法の規定によって処罰されることがあります。